平成２９年（フ）第１１号
佐賀県唐津市和多田大土井13番52号
債務者　大西　浩之
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第２８号
熊本市南区荒尾１丁目７番24号　エステートモア101
債務者　二宮　良介
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８１号
熊本県宇城市松橋町豊崎594番地８
債務者　富永　　彩
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３号
広島県福山市引野町南３丁目15番24号
債務者　岡崎　由季
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第２５号
広島県福山市本庄町中３丁目９番13―315号、前住所岡山県笠岡市拓海町149番地６
債務者　藤原　　剛
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第２５号
神奈川県横須賀市池田町４丁目２番30―104号
債務者　吉村翔太朗
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２０号
神奈川県横須賀市長沢１丁目26番19号　サンブリッジ長沢201
債務者　山崎　鈴子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２６号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田2946番地　県営２―305
債務者　池田　直子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第３３号
神奈川県横須賀市汐入町１丁目15番地
債務者　河合　麻衣（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２０８０号
名古屋市千種区内山２丁目13番４号　若竹ビル407号
債務者　貝原　重博
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１０号
名古屋市北区大我麻町122番地　住宅型有料老人ホームレガロくすのき
債務者　澤田喜久男
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６号
大分県佐伯市鶴岡町３丁目５番26号
債務者　池田かおる
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２９年（フ）第７号
大分県佐伯市蒲江大字竹野浦河内292番地１市営江頭団地３号棟103号室
債務者　津田　真美
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
山口市吉敷中東２丁目５番６―202号
債務者　笹尾　未来
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１５５号
長崎県佐世保市卸本町25番１号
破産者　株式会社東京マネキン
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第６９５７号
東京都足立区鹿浜６丁目３番９号
破産者　株式会社元一
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９５９号
東京都足立区江北７―26―７　リビエラコート303、住民票上の住所埼玉県草加市新里町1001―５　２Ｆ
破産者　高橋　純一
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３７号
東京都昭島市玉川町２丁目６番５号ハイネス桜井203号
破産者　小野　輝重
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部